

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

平成29年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号（コイの持出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成29年9月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(7) 略 <u>(8) 八頭郡八頭町見槻の椎村橋上流約300メートルの堰堤より下流の見槻川及びそれに接続する全</u></p>	<p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(7) 略 <u>(8) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川</u></p>

- 4 -

平成 29 年 9 月 29 日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第 8939 号

<p><u>ての用水路</u> <u>(9) 八頭郡八頭町西谷の岡土居橋上流約400メートルの堰堤より下流の西谷川及びそれに接続する</u> <u>全ての用水路</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> 2～4 略</p>	<p><u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> 2～4 略</p>
---	---